

教 育 行 政 方 針

令和4年矢巾町議会定例会3月会議に当たり、令和4年度の矢巾町教育行政方針を申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

私たち教育・保育の現場は、2年以上も新型コロナウイルス感染症対応に大きな影響をうけています。そして、それは児童生徒の学習機会の確保や子どもの見守りなどのあり方について、根本から見直す機会にもなりました。しかし、方法を変えたとしても、子ども達を誰一人として取り残さない取組みを大切にすることには変わりはありません。さらに、教育・保育の現場を持続させていく取組みは、SDGsにもつながります。SDGsの目標である「質の高い教育をみんなに」を達成するために、今こそ子どもを守るために、教育委員会を含めた関係機関の連携がより必要とされているのです。

それでは、第7次矢巾町総合計画後期基本計画に掲げられた、まちづくりの方針のうち「健やかな生活を守るまちづくり」「時代を拓き次代につながる人づくり」の実現に向けた、教育委員会としての新年度の主な施策の方針について、『児童福祉の充実』及び『学校教育の充実』に大別して述べさせていただきます。

最初に『児童福祉の充実』については、「子ども・子育て支援の充実」及び「児童虐待防止体制の充実」に分けて述べさせていただきます。

「子ども・子育て支援の充実」についてですが、社会情勢の変化に

より多様化する子育てニーズに対応するため、子育て支援ネットワークによる関係機関と連携し、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援により、地域全体で子育てを支える体制づくりをより一層強化いたします。

また、今後も子育て支援を所管する部署が教育委員会に統合された利点をさらに活かし、小・中学校教育との連携体制を推進してまいります。

令和3年度に設置した町立保育所あり方検討委員会において提案いただいた意見を踏まえ、煙山保育園が担うべき役割として、医療的ケア児や病児等の配慮が必要な児童の受入れ及び支援体制を関係機関と連携して整備してまいります。

加えて、関係機関と連携し、ヤングケアラーの相談環境の整備を進めるとともに、コロナ禍における子育て世帯を応援するため「赤ちゃん子育て応援給付金」を創設し、地域全体で子育てを見守り支える環境を整え、子育てにやさしい町づくりを進めてまいります。

また、保育施設に保育支援員を配置し、保育体制の強化を図るほか、保育士等を対象とした処遇改善臨時特例事業による賃金改善及び奨学金助成制度による処遇改善や子育て支援員の育成を進め、引き続き待機児童の解消に努めるとともに、保育料や副食費の保護者負担軽減による経済的な支援を行ってまいります。

さらに、核家族化や共働き等により多様化する子育て世帯のニーズに対してきめ細やかに支援するため、ファミリー・サポート・センターの会員数の拡充についても、引き続き取り組んでまいります。

児童館事業については、年齢に合わせた「遊び」や「生活」の支援を行い、家庭や学校との日常的な情報共有を通して、心身ともに安

全・安心な居場所をつくりながら、児童の健全育成の充実に努めてまいります。また、児童館における施設の維持補修やICT化を進め、施設環境を改善し、業務の効率化と児童や保護者の利便性の向上に努めます。

今後、感染症対策を徹底した新しい生活様式を取り入れながら、「第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画」に基づいた子育て支援を総合的かつ計画的に実施してまいります。

次に「児童虐待防止体制の充実」についてですが、「矢巾町子ども家庭総合支援拠点」において、関係機関との連携や専門的な支援体制を拡充することにより、早期に児童虐待を発見するとともに、その発生を予防するため、支援が必要な子どもや家庭に寄り添った丁寧な対応を行ってまいります。これからも、子どもを守る権利条約の理念のもと、「子どもが子どもらしく自分の人生を歩むことができる」地域や家庭環境づくりに努めてまいります。

続きまして『学校教育の充実』については、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」及び「地域と学校との連携・協働の推進」に分けて述べさせていただきます。

「確かな学力の育成」についてですが、児童生徒が学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTを効果的に活用し校内における研究や研修の充実に図りながら授業

改善に取り組んでまいります。

また、GIGAスクール構想で整備した児童生徒への一人一台端末の活用を広げ、子どもたちの情報活用能力を身に付けさせていくためには、誰もが日常的に活用することができるよう、教員全体の活用レベルを高めていく必要があることから、校内研修の強化や各校の活用事例を共有できる体制を構築するとともに、県と共同で実施するGIGAスクール運営支援センター事業を活用し、支援体制の強化を図ってまいります。

児童生徒を支える教育環境について、学びを継続させるための経済的支援については、小中学校における要保護・準要保護世帯への就学援助費の支給や部活動での各種大会参加費補助を引き続き行い、児童生徒が安心して目標に向かって活動できる環境を整えてまいります。奨学金制度については、現在、貸与型及び給付型の奨学金事業を運用しておりますが、事業の安定的な運用を行うため事業者等からの寄付金の募集などを行いながら、経済的な困窮によって学びの継続を諦めることのない制度としてまいります。通学支援については、遠距離通学の児童生徒への通学費の補助を継続するとともに、令和2年度から運行を開始したスクールバスについても、利用者からの要望を参考にして、運行時刻や停留所位置等を改善しながら、引き続き、小学校での冬期間の運行を基本にして取り組んでまいります。

学校を支える教育環境の充実については、学校での学習面・生活面の支援を強化できるよう進めてまいります。また、様々な理由で不登校となっている児童生徒が通う適応指導教室「こころの窓」では、生活体験や作業学習等を通じて基本的な生活習慣の形成を図りながら学校復帰を目指すほか、学校と連携を図りながら民間のフリースクール等

を利用している児童生徒の学びの場も保障してまいります。さらに、幼児言語通級指導を行っている「幼児おはなし教室」では、“正しい発音をする”“聞く”“話す”“理解する”などのことばの課題について指導を行っております。これからも子ども達が自己肯定感や自己有能感をもてるように、各相談業務及び教育環境の更なる充実に努めてまいります。

安全な学校施設管理と運営については、令和2年度に策定した矢巾町学校教育施設長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策のほか、日常的な施設・設備点検の徹底と小規模修繕に早急に対応し、児童生徒が安全な環境で安心して学ぶことができるよう、引き続き、施設の適切な維持管理に努めてまいります。教材備品などの更新についても計画的に進め、学習に支障を来さないよう、教育環境の充実に努めてまいります。

学校規模適正化の検討については、全国的に少子化が社会現象となる中、本町においては、各学校における児童数の偏りが生じていることから、矢巾町立小・中学校の適正規模、適正配置について、昨年6月に矢巾町立学校通学区域審議会に対して諮問したところであり、審議会からの答申を受けて令和4年度には教育委員会として矢巾町立小・中学校の適正規模、適正配置について決定することとしております。今後は、この決定内容に基づいて将来の学校教育環境を整備してまいります。

次に「豊かな心の育成」についてですが、一人ひとりが、高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観

の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることがこれまで以上に重要であり、こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たすことから、心を耕す教育の実践として、道徳指導研修会を実施し、道徳科の指導の在り方について、研究授業、授業研究会、講義等を通して道徳教育の推進と教員の指導力の向上図ってまいります。

いじめ・不登校対策への対応については、定期的なアンケートや教育相談などあらゆる機会をとらえて児童生徒が発信するサインを見逃さず素早く対応するため「いじめの見逃し^{ゼロ}」を合言葉にいじめを許さない学校づくりをしてまいります。

また、学校と教育委員会との連携による組織的な取り組みだけでなく、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止等に関する機関及び諸団体の連携も図ってまいります。

さらに、中学生を対象に毎年行っている「SOSの出し方教室」について、令和2年度から小学校1校が追加されており、継続して実施していくほか、保護者や教職員を対象とした精神科医による講演会についても引き続き開催し、より幅広く意識の向上に努めてまいります。

その他、児童生徒のまわりで起きる問題や困りごとなど、心理面への対応や家庭環境による問題について支援するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や教育研究所への相談員の配置により、児童生徒やその保護者が相談できる窓口を複数設けることで、つながりが途切れることのないようにして、様々な心の問題に引き続き対応してまいります。

また、児童生徒一人ひとりの特性が多様化しており、個々の状況に応じた指導の充実を図るため、支援員研修会や支援員面談を実施し支

援スキルの向上を図りながら適応支援員及び特別支援教育支援員の配置を引き続き行ってまいります。

次に「健やかな体の育成」についてですが、教員の体育の授業力の向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者や大学生の活用により、体育活動の充実に努めます。また、児童生徒の心身の健康保持増進のため、各種健診による結果をもとに事後指導の充実に努めます。

学校給食については、成長期の子どもたちの身体づくりを支える大切なものであり、様々な食べ物や料理に出会いながら食事への知識を身に付けていく良い機会でもあることから、多様な食材を適切に組み合わせ工夫しながら、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供してまいります。

食材には、町内産農産物を優先的に取り入れ、「郷土食」や「行事食」を提供することで、学校給食を通して、児童生徒が地域に受け継がれてきた文化や伝統に対する関心を深め、郷土愛を育むきっかけとなるよう、引き続き取り組んでまいります。食について学ぶことは生涯にわたる健康保持にもつながることから、成長過程に合わせた食育を学校と一体となって積極的に行ってまいります。

さらに、給食日より「すこやか」を毎月発行し、食に関するより多くの情報を児童や生徒、保護者に届けて食育の啓発に努めてまいります。

食物アレルギーへの対応では、保護者、学校、関係機関との密接な連携を図りながら、対象者の情報を共有し、できる限り除去食等を提供するとともに、関係者一丸となって危機管理、事故防止に努めてまいります。

令和2年度から実施しております学校給食費の公会計化については、その制度も関係者に浸透してきており、納入については、個々の事情に配慮しながら寄りそった対応をしてまいります。

令和4年度から実施する学校給食調理等業務委託につきましては、民間活力を導入しながら、学校給食の質の向上を図るとともに、将来にわたって安定した学校給食を提供できる体制の整備に努めてまいります。

施設管理については、安全・安心な給食を安定的に提供するため、経年劣化が見られる箇所や機器、備品の修理、更新を計画的に行ってまいります。

次に「地域と学校との連携・協働の推進」についてですが、令和2年度に矢巾町学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を立ち上げ、活動をはじめておりますが、町民や保護者等が当事者として学校運営に参画いただける体制が確立され、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取り組み」を進めており、地域人材の発掘とその活用など新たな課題にも取り組みながら家庭・地域と連携した学校経営を推進してまいります。

また、学校ではいつどこで発生するかわからない自然災害などの危険から自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を、いわての復興スクールや海洋学習を引き続き実施しながら防災・環境教育、交通事故・犯罪被害に遭わないようにするための防犯・安全教育を通して育成してまいります。

以上のように、未来を生きる子どもたちのために教育委員会として

は、乳幼児期から青年期までの子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆さまのなお一層の御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度の教育行政方針といたします。